

E i w a N e w s

改元に伴う留意点について 他

令和元年 5 月
(No. 166)

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」に基づく皇位の継承に伴い、2019年5月1日より令和へと改元が実施されました。

今回は、その改元に伴う留意点及び2019年10月から開始する地方税共通納税システムについてご紹介いたします。

[1] 2019年5月以降の「平成」表記の書類について

国税庁や日本年金機構においては、改元後の日付が「平成」と表記されている場合でも有効なものとして取り扱われます。

[2] 源泉所得税の納付書の書き方について

改元後においても、「平成」が印字された源泉所得税の所得税徴収高計算書（納付書）を引き続き使用することができます。

源泉所得税の納付書の書き方については下記の点にご留意ください。

- ①現在納付書に印字されている「平成」の二重線による抹消や「新元号」の追加記載などにより補正をする必要はありません。
- ②2019年4月1日から2020年3月末日までの間に納付する場合、納付書左上「年度欄」は「31」と記載します。
- ③納期の特例の場合、納期等の区分は「自3101 至0106」と記載することとなります。（「自3101 至3106」と記載しても有効なものとして取り扱われます。）

【設例】納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の方で平成31年（2019年）1月から新元号元年（2019年）

6月までに支払った俸給・給与等について新元号元年（2019年）7月10日に納付する場合

【年度欄】

【納期等の区分】

区分	納期等の区分
自3101	至0106

新元号元年（2019年）7月10日に納付する場合

新元号が印字された納付書は、税務署で10月以降に配布される予定となっています。

[3] e-Taxの更新について

e-Taxへ送信する申告・申請データについて、民間の税務会計ソフトの改元対応が完了していない等の理由により、「平成」を用いて作成した場合でも、当面の間、正常に送信することができます。また、国税庁が提供するe-Taxソフト等は、2019年5月7日の更新をもって改元対応が行われました。

[4] 地方税共通納税システムについて

2019年10月から、地方税共通納税システムが開始します。

地方税共通納税システムとは、全ての地方公共団体へ自宅や職場のパソコンから対象税目について電子納税ができる仕組みです。同一税目、同一申告区分については、一度の操作で複数の地方公共団体の税金をまとめて支払うことができます。

対象となる税目は、法人都道府県民税・法人事業税・地方法人特別税・法人市町村民税・事業所税・個人住民税（特別徴収分・退職所得分）、及びこれらの本税以外の延滞金・各種加算金・督促手数料となります。固定資産税や自動車税などは、今後検討される予定となっています。

納付方式は、現時点ではインターネットバンキングとダイレクト方式となっています。これにより、地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納付することができるようになりました。なお、クレジットカード納付やコンビニ納付については、今後検討される予定となっています。

納税者側の手数料の負担はありません。領収書は発行されませんが、納付済みの確認メッセージや納付履歴を画面上で確認することができます。

利用可能時間は平日の8時30分から24時までです。別途、毎月最終土日や繁忙期（1月や5月など）は、8時30分から24時まで利用することができます。

なお、新たに利用する際はeLTAXへの利用届（新規）の提出やPCdeskなどeLTAX対応ソフトのダウンロードなどの準備、ダイレクト方式の場合は金融機関口座登録が必要となります。

また、e-Tax（国税）とeLTAX（地方税）はシステムが異なるため、それぞれにおいて手続きと支払いを行う必要があります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願い申し上げます。